第8回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

1. 概要

日時:平成29年3月30日(木) 15:00~17:00

場所:電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A·会議室B·会議室C

出席者:

大山 力 座長 (横浜国立大学大学院 工学研究院 教授)

秋元 圭吾 委員(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・ 主席研究員)

穴井 徳成 委員代理(東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット 系統広域連携 推進室 室長)

磯川 晃邦 委員代理(株式会社みずほ銀行 産業調査部 資源・エネルギーチーム 次長) 市村 拓斗 委員(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

大久保 昌利 委員(関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長)

菅野 等 委員(電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長)

鮫島 隆太郎 委員代理(株式会社F-Power 取締役 CRO)

鍋田 和宏 委員(中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長)

松村 敏弘 委員(東京大学 社会科学研究所 教授)

山影 雅良 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長)

曳野 潔 オブザーバー(資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力需給・流通政 策室長)

小川 要 オブザーバー (資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 電力市場整備室 室長)

恒藤 晃 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長)

阪本 周一 オブザーバー代理(JXエネルギー株式会社 電気事業グループ 電気業務グループ 担当マネージャー)

松島 聡 オブザーバー (日本風力開発株会社 常務執行役員)

真野 秀太 オブザーバー (SBエナジー株式会社 制度渉外グループマネージャー)

欠席者:

牛窪 恭彦 委員 (株式会社みずほ銀行 産業調査部長)

岡本 浩 委員(東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 経営技術戦略研究所長) 沖 隆 委員(株式会社F-Power 副社長)

石川 浩 オブザーバー (電力・ガス取引監視等委員会事務局総括企画調整官)

大村 博之 オブザーバー (JXエネルギー株式会社 リソーシズ&パワーカンパニー 電気事業部 執

行役員)

西山 大輔 オブザーバー (丸紅新電力株式会社 代表取締役社長)

議題:

- (1) 平成28年度(2016年度)中間取りまとめ(案)について
- (2) 間接オークション導入時期確定に向けたマイルストーン評価(第一段階)について
- (3)間接オークション導入に伴う詳細設計について
 - ・経過措置転売についての再整理
 - ・ルール化に向けた検討状況の御報告

資料:

(資料1) 議事次第

(資料2-1)地域間連系線の利用ルール等に関する検討会2016年度中間取りまとめ(案) (資料2-2)平成28年度(2016年度)中間取りまとめ(案)に対して受領した御意見と事務局の考え方(案)

(資料3) 導入時期確定に向けたマイルストーン評価(第一段階)

(資料4) 間接オークション導入に伴う詳細設計について④

2. 議事

○ 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、議事概要についての説明が行われた。

(1) 平成28年度(2016年度)中間取りまとめ(案)について

- 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、平成28年度(2016年度)中間とりまとめ(案)に対して受領したご意見と事務局の考え方(案)について、資料2-2に沿って、説明が行われた。
- 続いて、事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、第7回地域間連系線の利用 ルール等に関する検討会時に提示した中間とりまとめ(案)からの主な変更点について、資料2 - 1に沿って、説明が行われた。
- 松島オブザーバー
- 意見は2点ある。1点目は、質問が多く寄せられたという、長期固定電源の成行約定についてである。「成行価格での約定を可能とする仕組み」との記載があるが、私には、選択肢が増えると読みと

れた。成行価格で札を入れることも、金額を決めて札を入れることもできるように読めてしまった。そうではなく、必ず成行価格での約定とすべきだと考えている。「成行価格での約定を原則」といった言葉に変えた方が、その他の市場価格の上限への影響がないと考える。

● もう一点は、通し番号 29 についてである。「出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提とする」と記載があるが、具体的にそれがどのような装置なのか教えていただきたい。また、もしそのような装置があるのであれば、広く公開した方がよろしいのではないか、と考える。

○ 石坂企画部長

● 1点目については、成行約定でなければいけないという事について、問題意識が無かった。

○ 松島オブザーバー

● 仮に任意的な金額を入れたにもかかわらず、裏では相対契約があったとして、差金決済していること が考えられる。市場価格に関係なく、いたずらに市場を混乱させてしまうことがあってはいけないと考えている。

○ 石坂企画部長

● 成行価格での約定であっても、そうではなくても、市場に札を入れることには変わりがないという中で、 成行価格ではない入札がなされた場合に、何か問題が生じるのか。

○ 松村委員

● ご指摘の内容を確認させていただきたい。成行での札入れではなく、例えば10円で入れたとすると、 もし市場価格が5円ならば本来は約定しないはずである。長期固定電源なのだから、調整できない と言っているにもかかわらず、この場合例えば3円で入れた石炭が先に動くことになる。これは、長期 固定電源との整理と矛盾する。そういう指摘なのか。

○ 松島オブザーバー

● その通り。必ず流れてくる。

〇 松村委員

● 長期固定電源で、0円で優先的に約定されるような電源は、当然、成行で出すべき。10円で出すような電源は、そもそも長期固定電源ではない、という指摘ととらえてよいのか。

○ 松島オブザーバー

● 「可能」という言葉がおかしい。「原則」という言葉に変えるべきだと考えている。すべて成行で入れてください、価格を指定して札を入れないでください、という意味である。

- 石坂企画部長
- 価格を指定して札を入れた場合の、デメリットは何か。
- 松島オブザーバー
- 約定しない場合がある。30 円で入れて約定しなかったとすると、長期固定電源を止めなければならない。

○ 佐藤事務局長

- ◆ その場合は、それが意思であるから、長期固定電源を止める。
- 松島オブザーバー
- それで良いのか。

〇 松村委員

● 長期固定電源については、止めるのに差し障りがあるから、そうしてくれと言っているにもかかわらず、 都合のいい時には止められるのに、都合の悪いときには止められない、というのはいったいどういう事な のか、というご指摘ではないか。もっともな指摘である。

○ 佐藤事務局長

● もしそのようなことがあったら、まずあり得ないとは思うが、自らの意思でしたのだからそうだ、としか言いようがない。本来であれば、全て0円入札とすれば、成行価格でできるが、そんな面倒な事をしてもお互いばかばかしいため、成行価格では必ず約定させるようにしただけである。

○ 松島オブザーバー

● そうだとすると、約定せず、原子力発電所を止めることがありうるという事か。

○ 佐藤事務局長

● そのようなことが無いようにした。30 円で出すというようなことはおよそあり得ないことであり、本来だったら0円入札とすれば、絶対に約定するはず。すると、2 つ懸念がある。1 つの懸念は、万が一、すべて0円だったらどうするのかという事である。もう1 つの懸念は、0 円入札で絶対に流さなければいけないのであれば、なぜそのような面倒なことをするのかという事である。諸外国においても、成行価格により、必ず約定とみなしている。そのような背景があり、このような書き方をした。

〇 松村委員

● 書き方の問題ではなく、実質の問題だと思う。成行以外で出す電源は、長期固定電源として認めるべきではない、という事ではないか。それはもっともな主張であると考える。

〇 大山座長

● 長期固定電源の資格があるかどうかの問題であると認識した。長期固定電源と言っている以上は、 30 円で出すなどという事をすれば、資格を認めないということではないか。

○ 佐藤事務局長

その通りである。

〇 大山座長

● そちらの観点で、審査すれば良いのではないか。

○ 松島オブザーバー

● 審査する機能があるかどうかを知らなかった。

○ 石坂企画部長

- 最後にご説明しようと考えていたが、該当する電源かどうかは何らかの方法で確認する必要があると 考えている。事前に確認・承認することを規定化したい。
- 2点目の電源制限について、技術的には今すぐに回答することはできない。連系線トラブルと連動して止めることができる制御装置をつけることによって、連系線の運用容量を増やすことができる。頂いたご意見にもあったが、そのような装置をつけると成行約定を認めてもらえるのか、という事に関しては、原理的にはあり得る。ただし、無制限に認められるかについては、電源の種類等、様々な課題がある。現段階では、全て認められないという事ではなく、検討課題である、と回答に書かせていただいている。

○ 真野オブザーバー

- 先ほど、自らの意思でする場合はもちろん長期固定電源ではないという整理になるとおっしゃっていた。 「設計・運用上の技術的課題や、規制上の制約がある」という書きぶりであっため、あまねくという理解だったが、そうではない長期固定電源もある、という理解で良いのか
- 次に、通し番号 13 についてである。例えば、北海道エリアと東京・東北エリア間で恒常的に市場分断が起こるような場合の扱いについては、適宜、FIT 法の方で整理されるとある。恒常的に市場分断が発生するような場合は、連系線増強のキックになるという理解だった。必ずしもそのような整理ではないということか。この点については、本検討会ではなく、広域整備委員会のテーマだとは思うが。
- 3 点目は、通し番号 48 の激変緩和措置についてである。激変緩和措置は、影響が大きいため、 是非ご検討いただきたい。

〇 石坂企画部長

- 1点目については、松島委員のご意見と同様の趣旨と思う。逆に、それを必須としない場合、その他 事業者に何の迷惑がかかるのかがよく分からない。どのようなことが起こりうるのかを逆にお示しいただ けると、よりクリアになる。
- 通し番号 13 について。連系線増強は別の観点であり、広域系統整備委員会で検討すべき内容である。連系線利用ルールとは別の話であり、作るべきものは作ると整理するものである。
- 3点目の激変緩和措置については、国との相談になる。ここで必ずしも、整理できるものではない。

○ 真野オブザーバー

● 1 点目について、長期固定電源、イコール、制御できない というものでれば、書きぶりは変更すべきではないか。それ以外のケースがあるのであれば、また書きぶりを検討すべき。

○ 佐藤事務局長

● 私が、言い間違えた。無いと思う。私が30円と発言したのが混乱を招いたとすれば、無いと思う。

○ 真野オブザーバー

● そうすると、「可能」ではなく、「すべて、原則」という修正になるのか。

○ 佐藤事務局長

● 原則ではないため、かえっておかしいのではないか。

○ 真野オブザーバー

● 「成行価格での約定とする仕組み」と書くのが最も正しいと思う。

〇 大山座長

● 「成行価格での約定とする仕組み」と書いても良いと私は考える。事務局の方で、最終的に検討いただく。

○ 石坂企画部長

● 基本的にはそういう風にしかできないようにする。事務局としては、この記載でほかの方が何に困るの かがよく分からない。実務上はそのようにする。

〇 大山座長

● 「成行価格での約定とする」としてしまうと、定期補修で運転停止している際にも約定するのか、という気がする。

○ 松島オブザーバー

● kWh と値段を入れるようにするので、それはあり得ない。

〇 大山座長

● あり得ないことは理解しているが、それがあり得るように読めるようでは不適切であるという事である。 私としては、この表現では、成行価格での約定しかないと認識していた。

○ 真野オブザーバー

● 先ほどご紹介いただいた通り、全体のご意見の3割程度が、長期固定電源に対するコメントであった。それだけ、この整理に対してご意見があったという事には、何かしら報告書の中で触れる必要があるのではないか。FIT 法における優先給電ルールによる整理を踏まえると、今は一旦、このような整理とせざるを得ない。それが変われば、あるいは技術的制約がなくなれば、見直す可能性があるということを求めている意見が多かったように思う。

○ 佐藤事務局長

● ご指摘の点に関しては、5.4) に「設計・運用等の技術的課題や規制上の制約等が存続する限り」 と書いてある。

〇 松村委員

● 公開の場でこれだけやり取りされて、成行でない注文を出すようなものは、長期固定電源の認定から外すとはつきり言っていただいているので、後からそれを違えることはないと思う。質問をしていただいて、事務局とやり取りしたことによって、この文章の解釈が明らかになった。原則というよりは、ほぼ確実にそう、長期固定電源がそうしないことは想定されないという事が、ご質問によって再度確認された。公開の場でこの確認をもって、文章を変えないで許していただけないか。私が言うようなことではないが。

〇 大山座長

- 松村委員、ありがとうございます。
- 書き方については検討したい。最終的には私に一任していただきたい。

議題(2)間接オークション導入時期確定に向けたマイルストーン評価(第一段階)について

○ 事務局 電力広域的運営推進機関 運用部 鹿島マネージャーより、資料3に沿って、説明が行われた。

〇 鍋田委員

- システム開発はかなり大変なものであり、非常に苦労されていることは理解している。
- 4月末に基本仕様の確定が必須、と記載されているのを鑑みると、4月末の段階でどのような状態 になっているのかが、非常に重要な通過点ではないかと考えている。

○ 鹿島マネージャー

● ご指摘の通りである。状況については、適宜ご報告させていただく。

議題(3)間接オークション導入に伴う詳細設計について

○ 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部長より、資料4に沿って、説明が行われた。

鍋田委員

- p.19 に、緊急時の連系線の使用は、一般送配電事業者が対象に見直し、とある。今年度、当社では2回ほど事故があり、小売事業者の供給力や一般送配電事業者の調整力が一時的に不足した状態があった。そのような事態に陥った時、全体を把握しているのは、一般送配電事業者であるため、一般送配電事業者の指揮下に入るという事は十分に理解できる。その時、連系線容量は、フルに活用すべきだが、小売事業者としての供給力確保のための連系線利用と、一般送配電事業者の調整力確保のための連系線利用がある。その両方の役割を一般送配電事業者が担うという事なのか。
- p.20 の受電者側に求められることの記載について。これはかなり稀であるが、連系線容量が減少すると、按分抑制をされてしまう。外形的には、小売りとしては買いたかったが、電源が足りず買えなかったという事態になる。その際は、JEPX からの値差補填を諦めるという事も考え方の一つであるが、このような場合の値差補填について、どのようにお考えか、ご教示いただきたい。

○ 石坂企画部長

- 1点目の緊急時の連系線の使用については、一般送配電事業者がすべて行うという事ではない。 発電事業者なり小売事業者が、市場を介してできる自助努力を行っていただくことが前提である。 自助努力で対応しきれない部分は、一般送配電事業者に行っていただく。一般送配電事業者の みがすべて行うという意味ではない。
- 2点目については、申し訳ないが、ご質問の趣旨が十分理解できていない。按分抑制が行われるというのは、約定後の話か。

○ 下村事務局長補佐

● 頂いた点を踏まえて、詳細を検討させていただきたい。

○ 松村委員

● 本委員会のマターではないという事は理解しているが、今の回答を伺って、確認したい点がある。まず、今の事務局のご説明だと、発電事業者なり小売事業者が最大限努力し、市場で調達してくるという前提としているということであった。広域機関は、発電事業者なり小売事業者が最大限努力しているかどうかを確認しているのか。

〇 石坂企画部長

● 確認している。

〇 松村委員

● ということは、例えば中部電力の事故の場合、隣の会社が時間前市場に 10 数円で出したが、中部電力がそのような高値を嫌って買わなかった、などという恐ろしいことは決して起こっていないという事か。

○ 鍋田委員

● 1回目はかなり混乱もあったが、2回目は、自社需要に対する供給力は一生懸命確保した、と聞いている。

〇 松村委員

- 今すぐ答えられないという事は当然ある。また、公開の場で下手に発言すると、経営情報を公開して しまうおそれもある。この場で詳細な答えは頂く必要はないが、あのように答えた以上は、広域機関 はしっかり見ているという事を確認したい。もし、私が懸念しているようなことが起こっているとしたら、何 らかの形で示していただきたい。
- 事務局 電力広域的運営推進機関 田治見 運用部 副部長
- この点は改めて確認させていただきたい。

〇 大山座長

● 本日の予定議題は以上である。

〇 石坂企画部長

● 中間とりまとめの資料は修正後、ウェブサイトに公表させて頂く。そのうえで、制度検討作業部会で 討議頂く流れになる。

以上